

行政改革推進会議
独立行政法人改革等に関する分科会
第三ワーキンググループ 説明資料

独立行政法人種苗管理センター

農林水産省
平成25年10月

(独)種苗管理センターの概要

食料の安定供給の確保や農林水産業の発展に欠かせない、知的財産である植物新品種の保護・活用と農業生産の基本となる優良種苗の流通確保を担う我が国唯一の種苗の管理に関する総合機関。

○職員数：297名(H25.4.1現在)

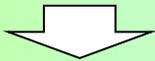
○平成25年度予算額：3,154百万円
(うち運営費交付金 2,668百万円)

○本所：茨城県つくば市

主な業務

品種登録に係る栽培試験

UPOV条約に対応した種苗法に基づき栽培試験を実施し、育成者権(知的財産権)の付与の根幹となる品種特性を判定

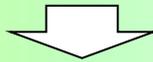


- ・優良品種の開発促進
- ・付加価値の高い農産物の生産が加速
- ・世界に向けて高品質な農産物の輸出を促進



品種保護Gメンによる育成者権の侵害対策

水際対策を実施する税関と連携し、日本で育種した品種を保護

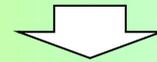


- ・我が国の品種の不当な海外への持ち出し、逆輸入を阻止(例：日本で育成されたいぐさ品種(ひのみどり)の逆輸入阻止に寄与)
- ・知的財産の保護・活用による我が国農業の健全な発展



農作物の種苗の検査

種苗法に基づき流通段階の種苗の表示や品質の検査を実施

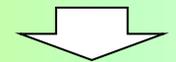


- ・高品質な種苗の流通
- ・高品質な農産物の供給を促進



ばれいしょ、さとうきび原原種の安定供給

北海道等畑作地域の基幹作物である「ばれいしょ」並びに南西諸島の基幹作物である「さとうきび」の健全無病な原原種(元だね)を一元供給



- ・産地に壊滅的な被害を与えるおそれがあるウイルス病等の蔓延の防止



注)UPOV条約(植物の新品種の保護に関する国際条約)

1968年に発効した条約。加盟国は71カ国(EUを含む)。品種審査の調和、審査協力の推進、行政手続の調和等を行う。

種苗管理センターの沿革

農林省馬鈴薯原原種農場等を設置（昭和22年）

種苗の表示や品質の検査を行う農林省種苗検査室を設置（昭和24年）

鹿児島にさとうきび原原種農場を設置（昭和40年）

沖縄にさとうきび原原種農場を設置（昭和53年）

栽培試験、種苗検査、原原種生産を一体的に実施する農林水産省種苗管理センターを設置（昭和61年）

【独立行政法人化】
独立行政法人種苗管理センターに移行（平成13年）

（平成18年4月1日：非公務員化）

種苗管理センターの組織

